

第 49 回  
東京都景観審議会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

## 第 49 回東京都景観審議会議事録

### I 日 時

平成 30 年 5 月 31 日（木） 10：08～10：46

### II 場 所

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

### III 出席者

【委員】中井検裕会長、河島均副会長、小野良平委員、中井祐委員

鈴木邦成委員、松尾俊彦委員、山崎登美子委員、加藤健三委員、  
杉浦裕之委員

【事務局】久保田都市づくり政策部長、米田緑地景観課長、小野屋外広告物担当課長、  
蓮見景観担当課長

### IV 議事次第

1 開 会

2 議 事

<審議事項>

・東京都景観計画の変更

3 その他

4 閉 会

### V 配付資料

資料 1 東京都景観計画変更案

資料 2 東京都景観計画【素案】からの主な変更内容

資料 3－1 東京都景観計画【素案】に対する意見募集結果

資料 3－2 東京都景観計画【素案】に対する区市町村の意見照会結果

資料 4 東京都景観計画の変更スケジュール

資料 5 東京都選定歴史的建造物の紹介テレビ放映

参考資料1 東京都景観計画の変更（素案）《概要》

○米田緑地景観課長 お待たせいたしました。ただいまから、第49回東京都景観審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。私は、審議会事務局、緑地景観課長、米田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めます。よろしくお願いいたします。着座をさせていただきます。

初めに、現在、ご出席の委員の方は8名でございます。東京都景観審議会規則第5条第1項の定足数を充たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りした資料をご説明いたします。

議事次第、配布資料一覧、それから緑色のファイルの資料1、それから以下、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4、資料5、参考資料1と座席表となります。

そのほか、机上に、東京都景観計画、東京都景観色彩ガイドラインの冊子、都市づくりのランドデザインのパンフレット、ファイル綴じの景観法、景観条例、景観審議会要綱規則を置いております。

すべてお揃いでしょうか。不足がありましたら、事務局へお知らせください。

本日、中井会長から、所用のため遅れる旨ご連絡いただいておりますので、東京都景観審議会運営要綱第5条の規定及び東京都景観審議会規則第3条第3項の規定によりまして、河島副会長に議長をお願いいたします。

それでは、河島副会長、よろしくお願いいたします。

○河島副会長 そのような事情で、私のほうで最初のうちは議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項に入りたいと思います。

傍聴人がいらっしゃるようですので、傍聴人に入室をしていただいでください。

(傍聴人入室)

○河島副会長 まず、傍聴人の方に申し上げます。お手元にお配りしてありますとおり、傍聴人の方は、以下の事項を守っていただくようお願いをいたします。

1、静粛に傍聴し、放歌、談笑、私語、その他騒がしい行為をしないこと。会場における言論行為に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、または批判しないこと。みだりに自席を離れないこと。飲食または喫煙をしないこと。事前に許可を受けた範囲を超えて、写真撮影、録画、録音または放送をしないこと。会場内で携帯電話等の無線機器

を使用しないこと。前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の進行の妨害となる行為をしないこと、以上、よろしくお願いいたします。

審議事項、東京都景観計画の変更について、事務局から説明をしてください。

○事務局 よろしくお願いたします。

まず、説明をさしあげる前に、お手元の資料の内容について、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

まずは、フラットファイルの資料1でございますが、こちらは3月23日の変更素案から都民意見募集等を踏まえまして、修正を加えたものでございます。

続いて、ホチキスどめのA4資料の資料2でございますが、こちらは都民意見募集から変更した内容を新旧対照表で整理したものでございます。こちら、1点、修正がございます。申しわけございません。こちらの資料1の12ページになりまして、関連する要素の主な近代建築というところで、赤字で記載してございます、千代田区のパレスサイドビル及び新宿区の新宿御苑旧御涼亭（台湾閣）、こちらの二つのものが、こちらの新旧対照表から抜けてございまして、こちらはお手元の資料2でいう1ページ目になりまして、関連する要素の修正、追加のところ、12ページの先ほど申し上げました「パレスサイドビル」と「新宿御苑旧御涼亭」、こちら二つが抜けておりますので、あらかじめ修正をさせていただければと思います。

続きまして、資料の説明に戻らせていただきます。資料3-1になりまして、こちらはA4ペラになりますが、都民意見募集でのご意見とご意見への対応について、まとめたものでございます。

続いて、A4ペラの資料3-2でございまして、こちらは区市町村からのご意見とご意見への対応について、まとめたものでございます。

続いて、資料4になります。こちらは、これまでを踏まえまして、景観計画の変更に係るスケジュール、こちらをまとめたものでございます。

そして、最後に、参考資料1になりますが、こちらはA4横のホチキスどめの資料でございます。こちらでございます。こちらは、3月23日の本審議会で使用した資料でございまして、変更素案作成時の変更概要、こちらをまとめたものでございます。

それでは、説明に戻らせていただきます。まずは、これまでの経緯について、ご説明させていただきます。

平成29年度に景観審議会計画部会と歴史景観部会にて、景観計画の変更素案について、

都度ご審議をこれまでいただいてまいりまして、その結果を踏まえまして、3月23日の本審議会にて変更素案をご審議いただき、幾つかご意見をいただいた上でご了承をいただきました。前回のご審議でいただいたご意見への対応については、後ほどご説明させていただきます。

その後、3月28日から4月20日まで都民意見募集を行うとともに区市町村に意見照会を行いまして、5月17日に第2章の景観重要公共施設の追加について、都市計画審議会にて意見聴取をしてまいりました。

本日は、都民意見募集等から得たご意見に対する都の考え方をご説明するとともに、この考え方を踏まえまして、変更素案から変更案にかけて修正した内容をご説明させていただきます。景観計画の変更案について、ご審議いただきたく存じます。

それでは、早速始めさせていただきます。

まず、前回の3月23日でご審議いただいた際に、いただいたご意見に対する対応についてご説明させていただきます。

お手元の資料1、フラットファイルの18ページをご覧ください。こちらの②番、河川や公園による水郷景観。こちらの内容について、前回いただいた小野委員からのご意見でございまして、こちらのタイトルに比べて、その内容が歴史的な経緯に関する記載に欠けているというご意見がございました。こちらについては、このページの2段落目、「かつてこの地域は利根川の水系が」以降の部分の追加修正をかけております。

また、このほかにも、本日ご欠席の小沢委員からいただいたご意見もございまして、資料1の41ページをご覧ください。こちらは夜間における景観の形成に関する方針のところでもございまして、この実行手段をわかりやすく、この方針のどこかで表示したほうよいというご意見がございました。

これについては、41ページの注釈の2番、一番下のところに注釈の2番がございまして、こちらに記載を加えてございます。こちらの両ご意見については、都民意見募集を行う前に修正をかけてございます。

続きまして、都民意見募集の結果と都の考え方や対応について、ご説明いたします。お手元の資料の3-1をご覧ください。ご意見を提出された都民や法人の方々は、1名、1社の合計2件でございました。

ご意見の内容としては、上から順にご説明させていただきますと、高層ビルの航空障害灯が良好な夜間景観の阻害要因になっていることから、その撤去や消灯等の助言、指導を

求めるもの。プロジェクションマッピングを夜間景観をにぎわす手法として、積極的に景観計画に取り入れるよう求めるものがございました。

また、質問としては、夜間景観の方針は、ライトアップを前提としたものかというものですとか、ライトアップにかかる費用の負担に対して補助等を検討しているのかというものがございました。

こちらのご意見に対する考え方については、まず、航空障害灯に関するものについてですが、こちらは事前協議制度を通じた協議や今後作成を検討しております、夜間景観形成の手引き等に盛り込むことで、適切に誘導していくことを検討しております。

プロジェクションマッピングについては、地区特性や周辺への影響等に配慮して活用していくこととしており、このことについては、景観計画に既に記載してございます。

続いて、ご質問への回答案についてですが、まずライトアップを前提としたものかというご質問に対しては、ライトアップを前提としたものではなくて、すべての施設をライトアップするのではなく、歴史的・文化的な資源など、地域の個性をあらわす景観資源を光で演出し、周辺は抑制するなど、メリハリをつけ、良好な夜間景観の形成を目指していくこととしてございます。

また、ライトアップにかかる費用負担への補助についてですが、こちらは産業労働局において、建造物等のライトアップモデル事業に対する助成を実施しており、関係者に周知していくと回答することを考えております。

続いて、区市町村への意見照会の結果、都の考え方や対応についてご説明させていただきます。お手元の資料3-2をご覧ください。ご提出された意見としては、14区9市の23区市からございました。

こちらも順にご説明させていただきますと、区市町村からいただいたご意見の多くは、第1章第2東京の景観特性における関連する要素の追加・修正等でした。

次いで、夜間の景観の形成に関する方針に関するものが多くございました。ほかには、同じ東京の景観特性に関するもので、富士見坂からの眺望の保全を求めるものや、第2章の届出制度に関するもの、第3章の諸制度などの活用に関するものがございました。

東京の景観特性における関連する要素の追加・修正等の詳細については、お手元の資料2でまとめてございますので、こちらをご参照ください。

いただいたご意見のうち、対応したものについては東京の景観特性の追加・修正のほか、夜間景観の方針のところでは、皇居の森やお濠での環境や生態系に配慮してほしいという

ものや武蔵野独特の雑木林や農地にふさわしい落ちついた夜間景観の形成は多摩部だけではなく、区部にもあるというものになります。

既に、景観計画に記載されているものや、変更案に反映しなかったものや誤記の修正については、お時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

続いて、5月17日に行いました都市計画審議会での意見聴取でございますが、こちらは特にご意見はございませんでした。

続きまして、本日、ご欠席されている有賀委員と小沢委員からあらかじめご意見について伺っておりましたので、こちらについてご報告させていただきますと、両委員ともにご意見はございませんでした。

こちらの都民意見募集ですとか、区市町村への意見照会、こちらの対応を踏まえて、変更素案から変更した内容について新旧対照表でまとめたものが、お手元の資料2番でございます。

ほとんどが関連する要素の追加・修正等でございますが、ここ以外のところで、主なところで言いますと、こちらの新旧対照表の5ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの第1章第5夜間における景観の形成に関する方針のところでございますが、素案時から加えた資料について、ご説明させていただきます。

続いて、お手元の資料1の42ページです。こちらのダイナミックな都市構造を光で表現ということ、イメージで表現した図をこちらの42ページに今回、追加してございます。

ほかには、先ほど区市町村からのご意見でございました皇居周辺ですとか、そのあたりも赤字でこの夜景のところでは追加・修正してございます。

簡単ではございますが、変更した内容についての説明は以上になりまして、今後の流れについてご説明させていただきます。

本日のご審議にて、ご了承を得た場合、内部の決裁手続に移りまして、ことしの7月以降にこちらの変更を施行する予定でございます。

なお、変更した景観計画については、冊子で印刷いたしまして、委員の皆様方にお配りする予定でございます。

事務局からの説明は以上になります。

○蓮見景観担当課長 すみません、少し1点補足させていただいて、よろしいでしょうか。

先ほど、冒頭、資料の追加ということでパレスサイドビルの件が追加になりましたが、5月24日に計画部会のほうで、こちらの変更案について、ご報告をさせていただきます

た。その際に、審議の中で、委員から近代的建築の代表的なものとして、パレスサイドビルを追加したほうがいいのではないかというようなご意見をいただきまして、事務局のほうで検討させていただきまして、今回、追記ということをさせていただきました。

その他の景観等につきましては、特に計画部会の中ではご意見等はございませんでした。

以上でございます。

○中井検裕会長 ありがとうございます。遅れてまいりまして、申しわけございませんでした。これより、議長を河島副会長から私のほうで引き継がさせていただきます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。どなたでも結構ですので、いかがでしょうか。

松尾委員、どうぞ。

○松尾委員 一つだけ、41 ページの今の夜間の景観の形成に関する方針なのですが、この文章で、一言でいえば文章的というか、文学的というか、の問題だけなのですが、上から真ん中辺ですかね、近年、LEDを初めとした照明技術の進歩に加え、プロジェクションマッピング云々と始まって、これらは、季節感やにぎわいを演出する効果がある一方で、点が打ってあって、使い方によっては光害の発生、エネルギーの浪費、周辺への影響等に配慮する必要があるという文章がありますよね。

ここで、少し意見の中にもあったのですが、プロジェクションマップと夜間の景観をにぎわす表現方法については積極的に取り入れる旨、記載されたいという意見が先ほどあったと思うのですが。

積極的かどうかというのはともかくとして、やっぱりこの審議会でもこの辺については、いろいろ話をしてきたわけで、今のこの文章だと、効果がある一方で、こういう配慮する必要があるよということで、前提条件として効果があるけれども、影響に配慮しなければいけないよという感じに文章的に読めなくもないのですよね。

例えばの話ですが、さっき言った「季節感やにぎわいを演出する効果がある」で丸にして、「一方では」で、以下の文章をつなげると、基本的にはLED照明とかプロジェクションマップというのは、いいことと認めることがあるよと言いながらも、だけど、いろいろ影響があるから考えてねという並列的な文章になるのではないかなと。

このままだと、前段が少し前提に対して、「だけどね」というほうが強調されている、そのような意味合いが少しするので、その辺は少し考えてみたらいかがかなと思いました。

以上です。

○中井検裕会長 今回の松尾委員のご意見について、ほかの委員の皆さん方はいかがですか。  
鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 使い方によってはというのが、広域に及ぶ光害云々というのにかかっていますけれども、季節感やにぎわいのほうにも使い方によってという、これはどうなのですかね。こちらにもかからせるべきではないでしょうか。

それとも、季節感やにぎわいを演出する効果というのは、常にあるという、よろしいですかね、これ。

○中井検裕会長 ほかの委員の皆さん、このあたりでいかがですか、ご意見。

少し、事務局は対応のほうを今、お考えいただいていると思いますけれども。

○中井（祐）委員 よろしいですか。

○中井検裕会長 中井委員、どうぞ。

○中井（祐）委員 今後、東京のいろいろなところで、街区の再開発が計画されていると思うのですが、事業者サイドとしては、どんどんこういうもので魅力を高めていきたい、付加価値を高めていきたいというインセンティブは当然働くわけで、それに対して、景観計画として、どういう記述をするかというときに、やっぱり一般論として、プロジェクトマップの善悪というものを言うよりは、やはりケース・バイ・ケースですよということを趣旨にしたほうがいいのではないかなという気はするのですね。これは個人的な意見ですが。

ですので、今の書き方は、私、とりわけて何か気になるということはない。むしろ行政側のこれ、可能性はあるけど、使い方は難しいよねという感じが割と出ているので、それはそれでいいかなという気はいたします。

やっぱり、現場サイドでのぎちぎちした議論で、これの活用を考えていくというところは、守るべきかなという気がしますので、それが私の感想です。

○中井検裕会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。

事務局のほうでは、それではどのようにお考えでしょうか。

○蓮見景観担当課長 今、いろいろ、多々ご議論いただきまして、事務局の趣旨としましては、どこでもかんでもプロジェクトマップですとか、LEDの照明というのを推奨するわけではなく、例えば地域の特性がいろいろございますので、そういう開発の際に、そういうものを使用する場合については、やっぱり地域の特性という趣旨を踏まえて、使ってほしいという意味合いもございますので、多分、この文章の書き方にもよると思い

ますが、現行の案で進めさせていただければありがたいなというふうに思っております。

○中井検裕会長 どうぞ、松尾委員。

○松尾委員 わかりました。今、ご意見を聞いていて、ニュアンスとして、確かに、ここで大きな方針みたいなことが少し出てしまうこともあって、それで、さっき私のほうも積極的にはどうかと言ったのですけれども、それも含めて、今の文案でもいいなと思っております。少し文章的に文学的というか、そのような感じのところでは気になったものですから、あえて申し上げたのですが、わかりました。

以上です。

○中井検裕会長 ご議論ありがとうございます。

この種のもの、技術の進歩も非常に早いので、少しやっぱり景観計画としては、大きく受けとめた上で、地域特性を踏まえた上でというような書き方が、私も現段階では妥当ではないのかなと、思います。

もう少し運用を積み重ねていく上で、後ろのほうに少しルールも出ておりますけれども、こちらの方針のほうも、もう少し前向きであったり、あるいは具体的な方針に変えていくといったことも考えられるのかと思いますので、今回、初めて、夜間景観の方針を出すということで、これで原案どおりお認めいただくということでいかがというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

そのほかのところではいかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 1点質問と、もう1点は少し意見になるのですが、質問は単純なのですが、資料2の赤の線で消してあるところを聞き落としたのかもしれないのですが、これはどういう意図なのか。ここをまず聞きたいです。

○中井検裕会長 はい、どうぞ。

○事務局 赤線で消されているところについてですが、頭から順に申し上げますと、資料2の1ページ目の一番下の欄ですね、P17、主な緑地保全地区等のところでございまして、こちらの国分寺崖線緑地保全地域が、削除線がかかっていると思うのですが、こちらが景観計画の中から削除されたというのではなくて、世田谷区のところに国分寺崖線緑地保全地域というのが移行しております。

もともと素案時では、このような書き方だったのですけれども、今回の変更案においては、世田谷区のところを国分寺崖線の緑地保全地域が移動しているというものでございま

す。

ほかに、武蔵野市のところにも井の頭恩賜公園ですとか、野川公園、こちらが削除されてございますが、同様に次の2ページをご覧になっていただきますと、井の頭恩賜公園については、三鷹市のところに移行しておりましたり、調布市のところに野川公園がもともと書かれていたので、こちら誤記の修正ということで野川公園のところは削除線がかかっている状況でございます。

ほかに削除線がかかったところでございますと、新旧対照表の3ページ目になりまして、この一番下の欄のP27の主な山岳・高原のところでございますと、高原のところは削除されていたり、要素のところは倉戸山に削除線がかかっていますが、こちらは内部の意見照会をかけた際に、内部の環境局からこのような削除してほしいというようなご意見がございまして、それを反映したものでございます。

この倉戸山を削除するかわりに、六ツ石山等々、ほかの赤字の三つの山が今回追加しているというような状況でございます。

ほかに削除したところでございますと、新旧対照表の5ページ目になりまして、こちらの欄の一番下のところでございますが、落ちつきのある良好な住環境のところ、「多摩部では」ということが削除されておりますが、こちらは区市町村への意見照会の結果を反映しておりまして、先ほど、こちらの資料3-2でありまして、裏面をご参照いただきますと、ご意見の一番上のところに、多摩部だけではなく、区部にも雑木林や農地が多く残り武蔵野独特の景観を形成している住宅中心の市街地があるため、記載を修正してほしいというところがございますと、こちらを反映した結果でございます。

住宅地に残されている農地や雑木林などについて、「多摩部では」という限定的な表現だったので、こちらを削除しているというものでございます。

あとは、誤記の修正ですとか、そういったものを反映したものが削除線として、こちらの新旧対照表にあるような状況でございます。

○中井検裕会長 はい、小野委員。

○小野委員 半分ぐらいわかったのですけれども、例えば国分寺崖線の緑地保全地域というのは、世田谷区のみになるのですか。

○事務局 括弧書きで、ほかに調布市などとなっております、こちらの新旧対照表の1ページをご覧になっていただきますと、括弧書きで「他に」というところで。

○小野委員 この表現で全体をカバーしている。

○事務局 はい。

○小野委員 すみません。細かくてすみません。倉戸山を削除しているのは、環境局から言われたからということなのですが、それだけだと少し理由としてよくわからないので、もう少し説明をいただけませんか。

○事務局 すみません、こちらについては、詳細を確認させていただければと思ひまして。

○中井検裕会長 ご意見終わりでしょうか。

○小野委員 もう1点は、資料3-2の上の第1章第2の二つの富士見坂のところの意見に対して、富士山については、高層ビルなどから見える新しい眺望の場もあるので、特に富士見坂を対象とした眺望保全の施策は考えていないということなのですけれども、直ちに取らるかどうかは別にして、比較的最近まで残っていた最後の富士見坂からの富士山への眺望がなくなってしまったのも、基本的には景観政策の遅れという側面もあるかと思ひますので、もうなくなってしまったからしょうがないというよりは、もう少し長期的に見たら復活させる可能性はあるわけですので、こういう「眺望の予約」というような、そういうご意見をいただいている中で、何かもう少し前向きな姿勢はとれないものかと考えます。

○中井検裕会長 ありがとうございます。

この資料3-2は、これはもちろん公表される資料という、最終的にもどこかに公表される資料ということによろしいですか。

○事務局 はい。こちらは都のホームページに公表する予定です。

○中井検裕会長 その際に、東京都の考え方、対応というところをもう少し意見を踏まえて前向きに、これは、施策は考えていないという、割と紋切り型になっているので、もう少し丁寧にはここは修文されたほうがよろしいのではないかという、そういうご意見だったかと思ひます。

事務局のほう、いかがですか。

○蓮見景観担当課長 基本的に、今、富士見坂については、ビル等が建っておりまして、現行では、なかなか富士山がじかに見えないような状況になっております。こちらでも、施策については現在、検討してございませぬが、この方針については、このままの方針で、修文については、この内容を踏まえながら、もう少しソフトになるような表現で修文できるかというのは、少し検討はさせていただきたいというふうには思ひています。

○中井検裕会長 ここは、私の意見ということですがけれども、「眺望の予約」という具体的

なところはさておき、これはやっぱり個々の基礎自治体を越える大きな眺望保全をどうやって、やっていくかという割合と大きな問題提起でもあるようには感じるのですね。

景観法は、その法律のたてつけ上、区市町村が景観行政団体になれば、そちらのほうに基本的には権限がすべて移行するという形になっているのですけれども、東京都のような場合、つまり市街地がかなり連坦しているようなところでの市町村を越えた広域眺望の保全について、これはやっぱり東京都として、どういうふうに取り組んでいかれるかというのを少し考える問題提起をされているというふうに受けとめていただいたほうが、私もいいのかなというふうに思っております。今回の方針については、今回の景観計画の変更には特に反映はされることはないと思いますけれども、少しお考えいただきたいなというふうに思っております。

よろしゅうございますか。

小野先生、そういうことでよろしいでしょうか。

○小野委員 はい。

○中井検裕会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議事項でございます、東京都景観計画の変更につきましては、景観審議会としましては、本原案の幾つかご意見が出ておりますけれども、本原案について修正を要するというようなところはございませんように、理解をいたしましたので、本原案のとおり、了承するというところで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中井検裕会長 ありがとうございます。

それでは、次に、その他の事項でございます。

事務局より、説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○事務局 資料5ですね。東京都選定歴史的建造物ですが、前回の審議会の後、3月26日に2件、4月19日に1件選定させていただきました。それを踏まえて、東京都の提供番組東京サイトというのが、毎日、平日2時前にやっているのですけれども、こちらのほうで、歴史的建造物の週を設けていただけというお話を受けまして、来週の月曜日から金曜日まで、テレビで1日1件、報道するという運びになりました。

月曜日の「ヒルサイドテラス」と、火曜日の「旧博物館動物園駅」につきましては、それぞれ3月と4月に選定したものを取り上げてもらうことに調整しまして、取り上げると

いうことになりました。

水、木、金は、それぞれ去年の3月と4月に選定をしたものの紹介でございます。比較的丁寧に少し紹介をしておりますので、お時間と、あとは録画とかも、もし可能であれば、なるべく見ていただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

○中井検裕会長 ありがとうございます。

何かご質問、ご発言ございますか。

これは、放送後に、東京サイトというのは、これはテレビ朝日のホームページの中ですか。

○事務局 そうです。はい。

○中井検裕会長 でも見られるし、東京都の公式動画チャンネル、これは東京都のホームページなのですかね。

○事務局 そうです。総合ホームページの中に東京動画で、今、選べるものがありますので、そこで見られる予定です。

○中井検裕会長 そういうものでも見られるということでございますので、ぜひご関心のところをご覧いただければと思います。

その他、以上でございますか。

ありがとうございました。

それでは、以上で本日予定しております議事はすべて終了でございます。

委員の皆さんから、何かご発言、関連してございますでしょうか。

なければ、事務局に議事をお返しいたします。

○米田緑地景観課長 中井会長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の東京都景観審議会を閉会させていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。